

秋田地方最低賃金審議会

令和3年度第1回 秋田県最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和3年7月26日(月) 14:30～17:15

2 場 所 秋田合同庁舎第一会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 秋田県最低賃金の改正決定に関する参考人意見聴取について
- (3) 秋田県最低賃金の金額審議について
- (4) 今後の専門部会の開催日程について
- (5) その他

5 議事要旨

- (1) 部会長に赤坂委員、部会長代理に臼木委員が選出された。
- (2) 参考人2名の意見陳述を実施した。
- (3) 労働者側委員、使用者側委員が基本的な考え方について述べた後、金額提示があった。その後個別協議(公労会議、公使会議)を行ったが、合意には至らず次回継続審議とした。

<労働者側委員主張>

現行の秋田県最低賃金 792 円は、全国最下位の金額である。健康で文化的な最低限の生活を営むに足る水準としては不十分であり、セーフティネットとしても有効な機能を果たしているとはいえない。また、首都圏との格差が貴重な働き手の県外流出の一因になっていることや人手不足によって特に社会インフラの維持に不可欠なエッセンシャルワーカーの更なる不足を招く等、地域社会の崩壊に繋がる事態を招きかねない。加えてコロナ禍の影響により、非正規労働者など最低賃金近傍で働く労働者は厳しい状況に置かれている。

こうした社会の脆弱性を克服し、地域経済・社会の持続性を担保していくためにも、最低賃金を大幅に引き上げることで個人消費や需要拡大を促し、地域経済の好循環につなげていき、「雇用戦略対話の合意」に示された目標に向けて最賃引上げの流れを堅持していくべきである。地域間格差を是正し、有能な人材の県外流出を防止するためにも最低賃金の引上げが必要である。

<使用者側委員主張>

新型コロナウイルス感染の長期化は中小企業の経営に極めて深刻な影響を与えており、多くの中小企業は公的融資や雇用調整助成金、各種給付金等の支援策を最大限に活用し、事業の継続と雇用の維持に必死に取り組んでいるのが実情である。

また、経済活動が厳しく抑制された状況下では、業況の回復は程遠く、中小企業向け融資残高も急増し大きな負担となっており、コロナ禍の影響でこれまでに増して賃金の支払い余力が乏しい状況にある。

最低賃金は各種指標やデータなど明確な根拠に基づき納得感のある水準を決定すべきであるが、コロナ禍における中小企業の窮状を考慮すれば、最低賃金法で定められた労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視し、事業の存続と雇用の維持を最優先にすべきである。今年度は、最低賃金を引き上げず、現行水準を維持すべきである。

- (4) 事務局から次回第2回専門部会を8月3日(火)13時30分から開催することのほか、第3回以降の日程についても説明があった。
- (5) 特記事項なし